

琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案の概要

一 目的

【琵琶湖をめぐる現状】

- 我が国最大の湖であり、近畿圏における治水上又は利水上重要な役割
 - 多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫
- ➡ にもかかわらず、その保全及び再生を図ることが困難な状況



国民的資産である琵琶湖の健全で恵み豊かな湖としての保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持その他の近畿圏の健全な発展に寄与

二 基本方針等

- 主務大臣（総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣その他の政令で定める大臣）は、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を策定
 - 滋賀県は、琵琶湖保全再生施策に関する計画を策定
- ← マザーレイク 21 計画（滋賀県作成）

三 国及び地方公共団体の施策

1. 財政支援等

- 財政上の措置
- 地方債についての配慮
- 資金の確保等

2. 自然環境の保全及び再生のための措置

- 水の安全の確保のための措置
- 水質の改善のための措置
- 水源の涵養のための措置
- 水位の調整のための措置
- 湖辺の自然環境の保全及び改善等
- 海外から導入された動植物による被害の防止
- カワウによる被害の防止
- 景観の保全及び整備
- 水草の除去等

3. 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興のための措置

- 環境に配慮した農業の普及等
- 水産資源の適切な保存及び管理等
- エコツーリズムの推進等
- 湖上交通の活性化

4. 治水及び利水

- 環境と調和した治水及び利水

5. 多様な主体の協働等

- 多様な主体の協働
- 関係者の協力

6. その他の施策

- 調査研究
- 教育の充実等
- 琵琶湖の日の制定
- 資料の作成および公表

四 施行期日等

1. 公布の日から施行
2. 法律の施行の日から五年以内に、必要な見直し